

ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金 寄附型自動販売機共同設置事業 募集要項

- 大阪府では、ギャンブル等依存症の本人やその家族等の回復支援等につながる事業に活用し、府民の健全な生活の確保を図るとともに府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため「ギャンブル等依存症対策基金」を、文化を通じた次世代育成に繋がる事業や大阪の文化振興に資する事業に活用するため「大阪府文化振興基金」を設置しています。
 - ◆ (参考) 「ギャンブル等依存症対策基金」ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/kikinn/index.html>
 - ◆ (参考) 「大阪府文化振興基金」ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/bunkakikin/index.html>
- このたび、「ギャンブル等依存症対策基金」及び「大阪府文化振興基金」では、「ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金 寄附型自動販売機（以下「寄附型自動販売機」という。）」を共同設置することで、設置した自動販売機の売上金の一部を両基金にご寄附いただく事業に取り組むこととしました。
- この事業の一環として、大阪府茨木保健所内に寄附型自動販売機を設置していただける自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

1 事業の趣旨・目的

寄附型自動販売機の設置を通じ、その自動販売機の売上により「ギャンブル等依存症対策基金」及び「大阪府文化振興基金」へご寄附いただくことで、ギャンブル等依存症の本人やその家族等の回復支援等につながる事業や、文化を通じた次世代育成に繋がる事業、大阪の文化振興に資する事業等を一層推進するものです。

2 事業の内容

本事業は、大阪府と設置事業者の協力事業とします。設置事業者は、本事業に係る協定書を大阪府と締結のうえ、次の（1）～（2）を実施していただきます。

（1）寄附型自動販売機の設置、管理

① 募集する寄附型自動販売機の設置場所、外形寸法等は次のとおりです。設置位置は別図をご覧ください。

設置場所 (所在地)	台数	種類	外形寸法		機能	
			幅	奥行き	キャッシュレス	災害対応
大阪府茨木保健所 1階 (茨木市大住町8番11号)	1	缶・ビン P E T	1.30m 以内	0.90m 以内	必須	必須

- ② 寄附型自動販売機の設置場所は、大阪府が無償で提供します。
- ③ 寄附型自動販売機の設置と維持管理にかかる経費等については、4 公募条件等をご参照ください。
- ④ 商品の補充や自動販売機のメンテナンス実施時に扉の開閉等で支障がでないか、応募前に設置場所の確認をお願いします。設置場所確認の際は原則として大阪府職員が立ち会いますので、13その他に記載の担当者まで、必ず事前にご連絡ください。

- ⑤ 設置事業者は大阪府と本事業に係る協定を締結後、【令和8年4月15日(水)まで】に寄附型自動販売機の設置を完了してください。なお、設置にあたっては原則として大阪府職員が立ち会いますので、**13 その他**に記載の担当者まで、必ず事前にご連絡ください。やむを得ず設置期間内に設置が不可能な場合は、必ず事前に申し出のうえ、大阪府と協議を行ってください。
- ⑥ その他の事項に関しては、本事業の趣旨・目的を踏まえ、大阪府と協議することとします。

(2) ギャンブル等依存症対策基金及び大阪府文化振興基金への寄附

寄附型自動販売機の売上金の一部を、ギャンブル等依存症対策基金及び大阪府文化振興基金にご寄附いただきます。(売上額に対する寄附の比率(%)は設置事業者の提案事項となり、大阪府が半期ごとに年2回発行する納入通知書により納付していただきます。)

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限りご応募が可能です。

- (1) 飲料メーカーもしくはベンダー事業者であること。
- (2) 地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）に登録していること。（未登録の場合は応募と同時に登録の手続きを行うことも可。但し、応募締切日までに要件を具備すること。）
 - ◆ (参考)「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukenkigyou/>
 - ◆ (参考)「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」に関する問い合わせ先
大阪府 財務部 行政経営課 公民連携グループ（TEL：06-6944-6401、ダイヤルイン）
- (3) 本事業の趣旨・内容を理解し、大阪府の共同事業者として誠実に事業を推進することに同意すること。
- (4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）
 - ① 大阪府との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、他の使用人として使用した者
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合（乳飲料の販売等）は、該当する許認可等の免許を有していること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (8) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (9) 大阪府入札参加資格者については、募集期間内に大阪府から入札参加停止措置を受けていないこと。

4 公募条件等

(1) 事業期間

【寄附型自動販売機の設置日から令和9年3月31日（水）まで】とします。令和9年4月1日（木）以降、事業継続を希望する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として、1年毎にお申し出をいただくことにより、最長令和13年3月31日までの間、事業を継続いただくことができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や設置事業者の事業状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。なお、事業継続を希望しない場合は、寄附型自動販売機の撤去を希望する日から起算して3カ月前までに**13 その他**記載の担当者にお申し出ください。

(2) 必要経費等

① 必要経費

寄附型自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。寄附型自動販売機の設置に係り必要となる各種手続きに要する費用並びに寄附型自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、電気使用料については次のとおりです。また、本事業に係る協定書とは別に、電気使用料についての協定書を締結していただく場合がございます。

【電気使用料の計測及び納付方法】

- ・電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担により子メーターを設置してください。
- ・電気使用量は、大阪府担当者が子メーターの検針を行い算出した量とします。
- ・大阪府担当者が毎月算出した額を、大阪府が発行する納入通知書により期限までに納入してください。

【電気使用料算出方法】

- ・電気使用料は、電気事業者からの請求額を使用電力量で割った額を電気料金単価とし、電気料金単価に電気使用量を乗じた額とします。

$$\text{＜計算式＞ } \text{電気事業者からの請求額} \div \text{使用電力量} \times \text{電気使用量}$$
$$\text{電気料金単価}$$

② 設置方法等

寄附型自動販売機は、**別図**に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)、自動販売機据付規準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

据付方法を原因とする事故が発生した場合の責任は、すべて設置事業者にあるものとします。

(3) 使用上の制限

事業期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 大阪府と締結する本事業に関する協定を遵守すること。
- ② **3 応募資格要件** (5) に係る許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 寄附型自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、販売価格は標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 大阪府グリーン調達方針に適合すること。寄附型自動販売機においては、ペットボトル飲料の選択ボタン数又は商品種類（同一商品を一種類とする。）の割合を可能な限り全体の1/3以下としてください。

◆(参考)「大阪府グリーン調達方針」ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>

- ⑦ 寄附型自動販売機は、キャッシュレス決済型（現金併用）自動販売機とすること。仕様については、自動販売機に装備された端末機等に各種カードや二次元コードをかざすことで決済可能な各種電子マネー（交通系を含む）を複数種類利用できる機能を有すること。
- ⑧ 寄附型自動販売機は、災害対応型自動販売機（フリーベンド）とすること。（フリーベンドの仕様については、メーカー標準仕様とする。）設置事業者は、災害時に避難者等に対し災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、大阪府から要請があった場合に協力するものとする。なお、在庫飲料の提供に必要な鍵の受け渡し等、詳細については別途大阪府と協定等を締結すること。（無償提供の対象となる「災害時」とは、設置場所において、震度6弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、大阪府に災害対策本部が設置された場合を想定。）
- ⑨ 飲料の購入者等が「ギャンブル等依存症の本人やその家族等の回復支援等につながる事業や文化を通じた次世代育成に資する自動販売機であること」及び「災害対応型自動販売機であること」を認識できるよう表示等を工夫すること。表示内容については大阪府職員と事前に確認を行っていただきます。

(4) 維持管理責任

事業期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など寄附型自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、寄附型自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、寄附型自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していかなければならない。その場合にあっては、設置事業者として決定を受け

た後、当該委託契約、協定等の書類の写しを大阪府に提出すること。

また、電気使用量を算出するための子メーターの有効期限にも注意することとし、期限前に子メーターの交換等を適切に行うこと。

- ② 寄附型自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・P E T等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 設置した寄附型自動販売機は、常に衛生面に配慮し、適宜清掃を実施するなどして、清潔に保つこと。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤ 寄附型自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、寄附型自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

（5）原状回復

設置事業者は、協定の有効期間満了日までに、原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

（6）売上実績等の報告

設置事業者は、事業期間中における寄附型自動販売機の売上実績（売上本数、売上額）を月毎に集計し、大阪府に報告するものとします。

5 応募申込手続き

（1）申込受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月26日（木）午後6時（必着）

（2）申込方法

郵送または持参による（電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

※ 郵送の場合は、封筒等に「寄附型自動販売機応募申請書在中」と朱書のうえ、「レターパック」、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で提出してください。

＜送付先＞

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号大阪府咲洲庁舎37階
大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 文化課
文化創造グループ 寄附型自動販売機 担当あて

（3）必要書類（各1部）

- ① 応募申請書（大阪府所定様式）（※）
- ② 誓約書（大阪府所定様式）

（※）飲料メーカー又はベンダー会社であることがわかる資料（会社概要等）及び設置予定自動販売機のカタログを添付してください

6 参考データ

大阪府茨木保健所の職員数／約80人

7 設置事業者の選定方法

提出された申請書類をもとに審査を行います。

(1) 審査項目

大阪府への寄附率（売上額に対する比率で表示＜売上額の〇〇%＞）

- 寄附率について最も高い率を提案した者を「協定締結候補者」として選定します。なお、最も高い率での応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を選定し、1者しか応募がなかった場合は、申請内容に不適当な事項がなければ、当該申請者を協定締結候補者とします。
- 設置事業者は、設置した寄附型自動販売機における売上額に対して応募時に提案した寄附率をかけた金額（円未満切り捨て）を折半した額を、ギャンブル等依存症対策基金及び大阪府文化振興基金のそれぞれに納付するものとします。その際、折半して割り切れない金額が出た場合は、端数となる金額をギャンブル等依存症対策基金に納付するものとします。なお、納入通知書はそれぞれの基金にて発行いたします。

(2) 失格事由

申請者に次の行為があった場合は、当該事業の選定対象から除外します。

- 他の申請者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 設置事業者選定終了までの間に、他の申請者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 申請書類に虚偽の記載を行うこと。
- その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 協定締結候補者の選定結果

選定委員会の審査結果については、令和8年3月上旬頃に各事業者に書面で通知します。また、最優秀提案事業者名、応募事業者数等については、以下に記載する大阪府のホームページ等で公表します。なお、審査結果に係る質問や異議等は、一切受け付けません。

◆(参考) <https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunkakikin/jihanki.html>

9 協定締結にかかる手続き

協定締結候補者に決定した者は、速やかに次の①～⑪の書類を提出していただきます。

(提出部数は各1通。②～④及び⑩・⑪については、発行日から3か月以内のもので原本に限る。)

《協定締結関係書類》

- 設置する自動販売機のカタログ ※寸法、消費電力のわかるもの
- 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 印鑑証明書
- 委任状 ※代理人が交付申請する場合のみ

- ⑤ 役員名簿（氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。様式任意）
- ⑥ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府指定様式）
- ⑦ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ⑧ 自動販売機設置日時等連絡票（大阪府指定様式） ※寄附型自動販売機の設置前に提出
- ⑨ **3 応募資格要件** (5) に示す許認可等の免許の写し ※該当する場合のみ

《納税証明書類》(3 応募資格要件) (7) 参照)

- ⑩ 都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のこと」が記載されているもの）
- ⑪ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（「消費税及びその地方消費税について未納の税額のこと」が記載されているもの）

10 大阪府警察本部長への個人情報の提供

協定締結候補者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、協定締結候補者から提出のあった役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供することができます。

11 設置事業者の確定

協定締結候補者に決定した者は、大阪府と寄附型自動販売機の設置事業に関する協定書を締結することにより、設置事業者に確定します。

12 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに協定締結の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者に決定した者が、協定締結日までに応募者の資格を失った場合

13 その他

協定締結の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。また、この募集要項に定めるもののほか、仕様に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府と協議しなければならないものとします。

＜募集に関する問い合わせ先＞
大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 文化課 文化創造グループ
担当：石田・養父・阪口
電話：06-6210-9305（ダイヤルイン）